

伊那労働基準監督署管内で派遣労働者が被災する労働災害が多発しています！

～ 誰もが安心・安全に働ける信州を目指して ～

 伊那労働基準監督署

派遣労働者の労働災害防止のポイント

1. 労働災害発生状況

STOP!
労働災害

(1) 発生件数・比率

(休業4日以上¹の死傷災害、平成27年～令和元年までの確定値5か年計)

伊那労働基準監督署管内(上伊那地域)

全業種

内 派遣労働者

派遣労働者被災比率

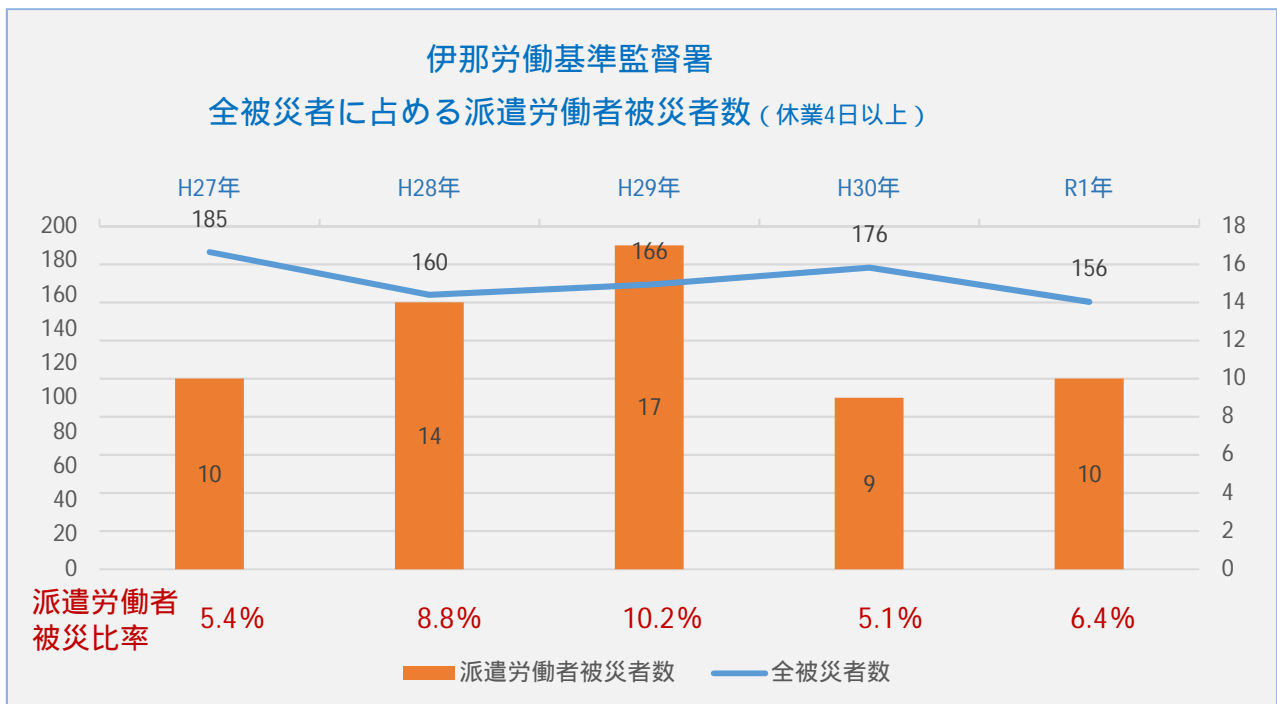
843人

60人

7.1%

ポイント

- 直近5か年の休業4日以上¹の労働死傷災害に占める派遣労働者被災比率は7.1%で、全国・長野県の2倍を超える
(全国・長野県の同比率はともに約3%)
- 当署管内の年別派遣労働者被災比率の最高は平成29年 10.2% (166人中17人) その他下表参照



(2) 特徴

- 派遣労働者の死亡災害は、上伊那地域では、平成17年以降、平成31年3月に1名が死亡、全国では毎年10~20人が死亡している。
- 上伊那地域での被災派遣労働者の派遣先業種はほぼ製造業
5か年被災者60人中、製造業が55人
製造業種の内訳は、食料品製造業22人、金属製品製造業8人、一般機械器具製造業と輸送用機械器具製造業で各6人等となっている。
- 事故の型（上伊那・全業種、以下同じ）は、「転倒」15人、「はさまれ・巻き込まれ」14人、「墜落・転落」8人、以下「激突」、「高温の物との接触（による火傷）」、「有害物等との接触」等が続く。
- 被災者の経験年数は、5か月以下が25人、6か月~1年未満が11人、1年以上が24人と経験年数の浅い労働者の割合が高い。
- 事業場規模では、50人以上の規模での発生が36人と多い。

2. 災害事例（重篤・典型的な事例）

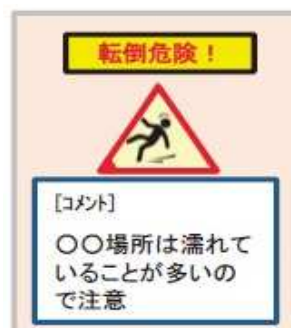
事例1 業種：一般機械器具製造業 事故の型：墜落・転落
内容：荷物を持ち階段を下りている時、階段5段目付近（高さ約1.2m）から転落し、頭部を打ち死亡したものの。

事例2 業種：金属製品製造業 事故の型：はさまれ・巻き込まれ
内容：旋盤を使用し、金属部品加工中に出た切り粉を除去するため、手で取り除こうとしたところ巻き込まれ、手を骨折したものの。

事例3 業種：食料品製造業 事故の型：転倒
内容：周囲の様子を伺いながら、工場内を移動していたところ、段差に躓き転倒し、手を骨折したものの。

事例4 業種：食料品製造業 事故の型：はさまれ・巻き込まれ
内容：ベルトコンベアの清掃のため、コンベアを作動させた状態で、ベルトについた汚れを取り除いていたところ、清掃用具ごと手がコンベアのプーリーに巻き込まれ骨折したものの。

階段を踏み外した!!



< 派遣元が実施すべき重点事項 >

雇入時の安全衛生教育など労働安全衛生法上の措置を講ずる必要があります。

派遣労働者を含め安全衛生管理体制を確立してください！

派遣元事業場規模により必要な措置が変わりますが、例えば、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は資格者から衛生推進者を選任し、法定の職務を行わせる必要があります。

安全衛生教育を適切に実施・確認してください！

雇入時、また、派遣先を変更するなど作業内容を変更した時には、労働安全衛生規則第35条に基づき遅滞なく安全衛生教育の実施が必要です。

この際、派遣先から作業内容や取扱う機械等の取扱方法、危険性・有害性等必要な情報を事前に入手する等必要な協力を求め、また、安全衛生を確保するために必要な内容・時間としてください。なお、派遣先に当該教育の実施を委託する場合には、実施結果を書面等で確認してください。

就業制限業務には有資格者を派遣してください！

(例) 玉掛け業務(つり上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーンにかかるもの)、フォークリフト等荷役機械(最大荷重1トン以上)の運転 等

< 派遣先が実施すべき重点事項 1 >

派遣労働者を含め安全衛生管理体制を確立してください！

派遣労働者も含めた常時使用する労働者数に応じて、各種管理者を選任の上、法定の職務を行い、また、安全衛生委員会等を設置し派遣労働者の安全衛生に関する事項も含め必要な調査審議を行ってください。

危険又は健康障害の防止措置を適切に実施してください！

機械等の安全措置等派遣労働者の危険を防止するための措置を労働安全衛生法令、現場の状況に即して実施してください。

例: まき込まれる恐れのある機械へのカバー等安全装置の設置

墜落の恐れのある箇所での作業の見直し、手すり等の設置

強烈な騒音を発生する場所での保護具(耳栓)の支給・着用 等

危険性又は有害性等の調査等を実施してください！

派遣労働者が従事する作業についても、リスクアセスメント()を実施し、その結果に基づき、機械の本質安全化や化学物質の暴露防止対策等リスク低減措置を講じてください。

リスクアセスメントとは: 作業に伴う危険性又は有害性を洗い出し、リスク(負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせたもの)を評価する(見える化をはかる)もので、リスクの大きな事案を優先して低減措置を講ずること等により、効果的に災害の防止を目指す、労働安全衛生法第28条の2に基づく手法です。

ただし、法令に基づく具体的な措置(例: 墜落の恐れのある箇所に手すり等を設置する)が規定されているものはこれが優先されます。

< 派遣先が実施すべき重点事項 2 >

安全衛生教育等を適切に実施・確認してください！

- 派遣労働者を受け入れた時は、派遣元による雇入れ時等安全衛生教育について、従事する業務に関し、派遣労働者の安全衛生を確保するために必要な内容になっているか等、その実施結果を派遣元に書面等で確認してください。
- 派遣労働者が異なる作業に転換した時や設備・機械、作業方法等に大幅な変更があった時には、作業内容変更時の安全衛生教育を行ってください。
なお、当該教育は、派遣労働者が従事する業務に関し、安全衛生を確保するために必要な内容及び時間とする必要があります。
- 派遣労働者を一定の危険有害業務に従事させる場合には、その業務に関する特別教育を受けた者であるかを確認し、確認できない場合には必要な教育の実施後にその業務に就かせてください。
また、特別教育を実施した場合にはその結果を派遣元に書面等により報告してください。

派遣労働者の安全な作業の確保のために！

- 就業制限業務に従事させる場合には資格を確認してください。
- 作業を安全に行うための作業マニュアルを作成してください。
- 派遣労働者の作業状況を適時確認してください。
作業マニュアル等により適切に作業が行えるよう、適時作業状況を確認する者を定め、その者に必要な指揮・確認を行わせるようにしましょう。
- 見える化を推進してください。
立入禁止箇所、危害の生ずる恐れのある箇所、過去に災害の発生した箇所等に、わかりやすい標識や警告表示を行いましょう。
- 安全衛生活動への参加に配慮してください。
派遣労働者が危険予知活動、安全衛生改善提案活動、健康づくり活動等の安全衛生活動に参加できるよう配慮しましょう。

- チェックのできなかつた部分の改善対策をお願いします。
- 派遣労働者だから特別な対策があるわけではありません。ただ、雇用関係と指揮命令関係が異なるため、派遣先・元が連携して効果的に対策を行う必要があります。
- 外国人派遣労働者については、特に、理解促進のための適切な工夫をお願いします。
- 派遣先・派遣元の連携事項を含む詳細については、リーフレット「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために」をご参照ください。

派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために

🔍 検索

👉 クリック